

第239回福岡県都市計画審議会議案

令和4年9月1日（木）



建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和4年9月1日

大牟田市長 関 好孝

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
三井住建道路株式会社 代表取締役社長 蓮井 肇	大牟田市健老町456番1、457 番、458番	13,200.07 m <sup>2</sup>	破碎施設の処理能力 がれき類 800t/日

理由

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設のほか、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、都市計画においてその位置が決定していなければ建築することができないとされています。ただし、同条ただし書きの規定に基づき、都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁の許可を得れば建築することができるとなっています。

現在、三井住建道路株式会社は、大牟田市新港町においてアスファルトがらの破碎施設を操業しています。今回、アスファルトがらの破碎のみでなく、コンクリートがらについても破碎処理を行うため、当申請地に施設の移転を計画しています。がれき類の破碎施設の処理能力が1日あたり100tを超える計画であることから、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の許可が必要となります。この許可にあたっては、福岡県都市計画審議会の議を経ることから、付議するものです。



大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
付近見取図



福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防  
及び調整に関する条例に基づき設定された指定地域  
(処理施設から 300mの範囲)

大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
全体配置図

